

横浜市建築基準法取扱基準の見直しの概要

1 改正の趣旨

ご相談の多い内容について取扱いを明確化するため、本市の建築基準法の審査基準である「横浜市建築基準法取扱基準」を一部改正します。また、新たに「法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定を受けた道路内の建築制限」を定めます。

2 改正の概要

項目		概要
第 3 章 道路関係規定		
3-1	法第 42 条第 1 項第 2 号に規定する道路について	適用対象の拡充
3-2	2 項道路	様式の修正
3-7	法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定を受けた道路内の建築制限【新設】	取扱いの明確化

※詳細な内容は別紙新旧対照表をご覧ください。

3 施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日

4 お問い合わせ先

建築局建築指導部建築情報課

電話番号 045-671-2933